

# 扶桑町企業立地促進条例

平成24年3月29日

条例第2号

## (目的)

第1条 この条例は、本町が指定する地域内において、工場等の新設又は増設（以下「新設等」という。）を行う事業者に対し、奨励措置を講ずることにより、企業立地の促進を図り、もって本町の産業の振興及び雇用の拡大に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定地域 本町に属する区域のうち、次に掲げる地域又は区域をいう。
  - ア 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第8条第1項第1号に規定する工業地域
  - イ 法第7条に規定する市街化調整区域にあつては、法第18条の2第1項に基づき、本町の都市計画に関する基本的な方針において工業としての土地利用を図るべき地区として明示された区域
- (2) 工場等 物品の製造（加工及び修理並びに製造のための電子計算機に係るプログラムの作成を含む。）の用に供される施設、その研究開発の用に供する施設及び流通業務の用に供される施設並びにこれらに附帯する施設をいう。
- (3) 事業者 営利を目的として、工場等において継続的に事業を営む法人又は個人をいう。
- (4) 新設 町内に工場等を有しない事業者が、指定地域内に新たに工場等を建設することをいう。
- (5) 増設 町内の指定地域外に工場等を有する事業者が、指定地域内に工場等を建設すること及び指定地域内に工場等を有する事業者が、既存の工場等を拡張し、若しくは工場等の全部を建て替え、又は指定地域内の他の場所に工場等を建設することをいう。
- (6) 投下固定資産総額 事業者が工場等の新設等に要した費用のうち、土地、家屋及び償却資産の取得費の合計額（消費税及び地方消費税に相当する額

を除く。)をいう。ただし、土地については、工場等の新設等に係る工事に着手する日前3年以内に取得したものに限る。

- (7) 固定資産税 地方税法（昭和25年法律第226号）及び扶桑町税条例（昭和38年扶桑町条例第2号）の規定に基づき、本町が新設等に係る事業所の土地、家屋及び償却資産に対して事業者には課する固定資産税のうち、前号に規定する土地、家屋及び償却資産に対して課されるものをいう。
- (8) 都市計画税 地方税法及び扶桑町都市計画税条例（昭和39年扶桑町条例第6号）の規定に基づき本町が新設等に係る事業所の土地及び家屋に対して事業者には課する都市計画税のうち、第6号に規定する土地及び家屋に対して課されるものをいう。
- (9) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。
- (10) 操業開始日 新設等した工場等が操業を開始した日をいう。  
(奨励措置)

第3条 町長は、この条例の目的を達成するため、予算の範囲内において、指定地域内で規則で定める地域振興のための工場等を新設等した事業者に対し、奨励措置として次に掲げる奨励金を交付することができる。

- (1) 工場等新設促進奨励金
  - (2) 工場等増設促進奨励金
- 2 町長は、前項のいずれかの奨励金を受ける事業者に対し、予算の範囲内において、奨励措置として次に掲げる奨励金を交付することができる。
- (1) 雇用促進奨励金
  - (2) 償却資産取得奨励金
- 3 第1項及び第2項に規定する奨励金の額については、規則で定める。  
(奨励金の交付対象事業者)

第4条 前条第1項第1号に規定する工場等新設促進奨励金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 指定地域内において工場等を新設すること。
- (2) 投下固定資産総額が3億円以上（中小企業者にあつては、1億円以上）であること。
- (3) 新設する工場等の周辺地域の生活環境に適正な配慮を行うこと。

2 前条第1項第2号に規定する工場等増設促進奨励金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 指定地域内において工場等を増設すること。
- (2) 投下固定資産総額が1億円以上(中小企業者にあつては、5千万円以上)であること。
- (3) 工場等の拡張の場合は、増築後の延床面積が増築前と比較して5分の1以上増加するものであること、全部の建て替えの場合は、建て替え後の工場等の固定資産税の評価額が増加するものであること。また、指定地域内の他の場所に工場等を建設するにあつても、全部の移転を目的とするものは、移転後の工場等の固定資産税の評価額が増加するものであること。
- (4) 増設する工場等の周辺地域の生活環境に適正な配慮を行うこと。

3 前条第2項第1号に規定する雇用促進奨励金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 前条第1項の奨励金を受けること。
- (2) 操業開始日の1年前の日から起算して2年間に、新たに雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者である従業員として町内に住所を有する者の雇用を開始すること。
- (3) 前号の規定による雇用を開始した従業員を継続して1年以上雇用していること。

4 前条第2項第2号に規定する償却資産取得奨励金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号の奨励金を受けること。
- (2) 前条第1項第2号の奨励金を受けるもののうち、指定地域内の他の場所に工場等を建設し、かつ、既存の工場等の事業を継続して営んでいること。  
(重複受給の禁止)

第5条 事業者は、同一の工場において、第3条第1項第1号に規定する工場等新設促進奨励金の交付を受けている期間は、同項第2号に規定する工場等増設促進奨励金の交付を受けることができない。

(指定の申請)

第6条 第3条に規定する奨励措置を受けようとする事業者は、あらかじめ町長に申請し、指定を受けなければならない。

2 町長は、前項の指定に当たって必要があると認めるときは、条件を付する

ことができる。

(交付の申請)

第7条 第3条第1項及び第2項に規定する奨励金(以下「奨励金」という。)の交付を受けようとする事業者は、その都度、町長に申請しなければならない。

(指定の取消し)

第8条 町長は、第6条第1項の規定により、奨励措置の指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者の指定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により指定を受けたと認められるとき。
- (2) 第4条第1項及び第2項に規定する要件を欠くこととなったとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したと認められるとき。
- (4) 奨励措置の対象となった工場等が操業を廃止したとき又は廃止の状況にあると認められるとき。
- (5) 第6条第2項の規定により付された条件に違反したと認められるとき。
- (6) 法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。

(奨励措置の取消し)

第9条 町長は、指定事業者が奨励措置を講ずることが適当でないと認めるときは、当該奨励措置を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定による奨励措置の取消しを行ったときは、奨励金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(報告及び立入調査)

第10条 町長は、特に必要があると認めるときは、第2条に規定する奨励措置を受け又は受けようとする事業者に対して、必要な報告を求め、又は工場等への立入調査を行うことができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に指定地域内で新設等した工場

等の操業を開始した事業者について適用する。